

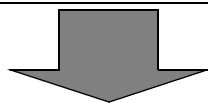
事業者の皆様へ

委託業務における最低制限価格の一部改正について（お知らせ）

旭川市業務委託契約の最低制限価格試行要領（以下「要領」といいます。）の一部を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

- 1 対象業務
積算金額が50万円を超える人的警備業務（施設警備に係る業務に限る。以下同じ。）
※その他の業務については、従前のおり
- 2 改正内容
人的警備業務の算定方法の改正

改正前	有効な入札（入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）を超えない入札）の平均額に100分の85を乗じて得た額 ただし、有効な入札の中に平均額の100分の75を乗じて得た額に満たないものがある場合は、平均額はその入札を除いて求めるものとする。
-----	--



改正後	対象業務の予定価格に100分の85を乗じて得た額
-----	--------------------------

<改正の要点>

算定方法を、これまでの「平均額方式」から「定率方式」とした。

- 3 実施日
令和5年4月1日
- 4 担 当（このお知らせは概要ですので、詳細は担当に確認してください。）
総務部契約課制度担当
電話 0166-25-5736